

北海道選挙管理委員会告示第20号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月31日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程（平成10年北海道選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第5条中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告）

第5条の2 委員会は、条例第16条第1項の規定により公文書の存否を明らかにしない決定をしたときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。別記第2号様式及び別記第3号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に改める。

別記第4号様式中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に、「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が」を「
教 示

1 この不開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が」に改める。

別記第5号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分」を「
教 示

1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分」に改める。

別記第6号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服があ」を「
教 示

1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服があ」に改める。

別記第7号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が」を「
教 示

1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が」に改める。

別記第8号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に改める。

別記第9号様式中「日に」を「日付けで」に改める。

別記第10号様式中

「1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があ」を「
教 示

1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があ」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「非開示」を「不開示」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。